

「エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」の位置づけ

1. 検討会の設置

エコツーリズム推進法第4条に規定する「基本方針」の策定にあたっては、同条第4項において、「あらかじめ広く一般の意見を聞かなければならない」とされている。このため、専門家、事業者、関係団体、自治体等からなる「エコツーリズム推進に関する基本方針検討会」を設置し、基本方針の政府案策定に向けた提言をとりまとめていただくものである。

なお、さらに広く一般の意見を聞くために、政府案が策定された時点でパブリックコメントを行うこととする。

2. 提言のイメージ

提言の構成は、エコツーリズム推進法に規定されている基本方針に定めるべき事項に沿ってまとめることとし、内容及び文量は、基本方針を想定したものである。